

基礎的電気通信役務支援機関に関する政策評価

根拠法令	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 106 条	評価実施 時期	令和 6 年 10 月								
事務・事業 の目的	国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務である基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）の提供の確保に寄与すること										
事務・事業 の必要性等	<p>電話のユニバーサルサービス（注 1）の提供の確保は NTT 東日本・西日本の法律上の責務とされ、従前は NTT 東日本・西日本の負担のみで維持されてきたが、電話サービスの競争の進展等により、NTT 東日本・西日本の負担だけでは電話のユニバーサルサービスの提供を全国で確保することが困難になるおそれがあったため、平成 18 年度から電話のユニバーサルサービス交付金制度が運用されている。</p> <p>この交付金制度においては、電気通信事業法第 106 条（以下「法」という。）に基づいて総務大臣に指定された基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）が、支援業務として、第一種負担金及び第一種交付金を算定し、これについて総務大臣の認可を受けるとともに、毎月、負担対象事業者（第一種負担金を負担する電気通信事業者をいう。）から第一種負担金を徴収し、第一種適格電気通信事業者（電話のユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者であって法定の基準に適合すると認められる者。）である NTT 東日本・西日本に対して第一種交付金を交付している。</p> <p style="text-align: center;">（NTT 東日本・西日本のユニバーサルサービス収支及び補填対象額並びに支援業務費）</p>										
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	ユニバーサル サービス収支 (NTT 東西合計)	▲818 億円	▲816 億円	▲796 億円	▲535 億円	▲395 億円	▲572 億円	▲546 億円	▲524 億円	▲588 億円	▲561 億円
	第一種交付金の 認可年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度※ 1
	補填対象額	68 億円	69 億円	65 億円	65 億円	66 億円	67 億円	68 億円	64 億円	67 億円	64 億円※ 1
	支援業務費※ 2	55 百万円	73 百万円	66 百万円	42 百万円	63 百万円	45 百万円	40 百万円	41 百万円	41 百万円	50 百万円 ※ 1
<p>※ 1 情報通信行政・郵政行政審議会に諮問時（令和 6 年 10 月）の数値。</p> <p>※ 2 ユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金額等の算定時に用いられる支援業務費。</p>											

電話のユニバーサルサービス交付金制度は、NTT 東日本・西日本による電話のユニバーサルサービスの提供に必要な加入者回線の維持等に対し、その加入者回線を利用したサービスを提供している電気通信事業者が受益の程度に応じた対価を支払う民間主体の仕組みであり、行政が主体的役割を果たすべきものではないため、支援機関が制度の運用主体となることが適当である。

NTT 東日本・西日本の電話のユニバーサルサービス収支は本制度の運用が開始された平成 18 年度以降、第一種交付金として交付すべき補填額が発生する状態が継続しており、今後も同様の状態が続くことが見込まれるため、支援機関が行う支援業務についても引き続き必要性が認められる。

また、支援機関は、第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法について、毎年度、法第 113 条に基づき支援機関内に置かれる支援業務諮問委員会への諮問を行った上で、総務大臣に対して認可申請を行い、その後、総務大臣による情報通信行政・郵政行政審議会の諮問を経て、総務大臣の認可を受けている。認可を受けた第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法については支援機関のホームページにおいて公表されていることから、支援機関の行う支援業務の公正性や透明性も確保されていると認められる。

さらに、支援機関は、支援業務について区分経理を行っており、毎年度事業計画を作成し総務大臣の許可を受けるとともに、事業報告書を作成しその内容を明らかにしている。毎年度の事業計画及び事業報告書によれば、支援業務費は補填対象額からみて過大なものではなく、また、毎年度必要な精査が行われ必要不可欠な額を算定していることから、支援業務は効率的に行われているものと認められる。また、事業計画及び収支予算については、毎年度、支援業務諮問委員会への諮問を行った上で、総務大臣に対して認可申請を行い、事業計画及び収支予算並びに事業報告書については支援機関のホームページにおいて公表されていることから、支援機関の当該業務運営自体も透明性を確保する措置が講じられているなど、適正なものとして認められる。

なお、令和 4 年の電気通信事業法の一部改正により、ブロードバンドについてもユニバーサルサービス（注 2）と位置付けられ、当該サービスの提供に必要な維持管理費用の一部を第二種交付金として支援する制度が整えられた。当該交付金については、令和 8 年度までにその運用を開始するよう、総務省において制度検討がなされているところである。

	<p>(注1) 電話のユニバーサルサービス：国民生活に不可欠であり、全国どこでも同じような料金や条件で公平かつ安定的に提供されるべきサービスとして、加入電話、公衆電話及び緊急通報が電話のユニバーサルサービスに位置付けられている。</p> <p>(注2) ブロードバンドのユニバーサルサービス：国民生活に不可欠であり、全国どこでも同じような料金や条件で公平かつ安定的に提供されるべきサービスとして、FTTH アクセスサービス、CATV アクセスサービス及び専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスがブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付けられている。</p>
評価の結果	<p>上述のとおり、支援機関が支援業務を行うことについて、その必要性、効率性及び公正性が認められ、業務運営上の透明性、適正性を確保する措置も講じられていることから、当該支援機関はユニバーサルサービス交付金制度の運用主体として有効に機能しており、引き続き支援業務を行うことが適当である。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○支援業務諮問委員会の実施 支援機関は、第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施に関する重要事項について、外部の有識者などで構成される「支援業務諮問委員会」に諮問し、また、「支援業務諮問委員会」が必要と認める意見を受けて、業務運営を進めている。 https://www.tca.or.jp/universalservice/support/</p> <p>○支援機関が行う第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可について、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問をしている。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yusei/yusei_gyousei/02ryutsu01_04000440.html</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○一般社団法人電気通信事業者協会の事業報告・収支決算等 https://www.tca.or.jp/universalservice/</p> <p>○NTT 東西のユニバーサルサービス収支 (東日本) https://www.ntt-east.co.jp/univs/ (西日本) https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/</p>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価